

顧問契約書

甲 公益社団法人 日本パワーリフティング協会
乙 TMI 総合法律事務所

甲と乙は、次の通り顧問契約を締結する。

第1条 (目的)

甲は、乙をその法律顧問に委嘱し、乙はこれを受諾した。

第2条 (事件の委任等)

甲は、乙に対し、甲に関する法律上の問題について相談し、意見を求め、あるいは法律上の事件の処理を委任することができる。

第3条 (誠実義務)

- (1) 乙は、甲から前条の依頼を受けたときは、甲にとって最大の利益となるよう、誠実に努力を尽くすものとする。
- (2) 法律上の事件の処理方法については、充分甲と協議し、その希望を尊重しなければならない。

第4条 (秘密保持の義務)

乙は、その職務上知った甲の秘密を保持するよう、万全の配慮を行う。但し、法律上開示を強制される場合はこの限りでない。

第5条 (顧問料)

- (1) 甲は、乙に対し、顧問料として月額金 5 万円也(消費税は別途)を支払うものとする。甲の乙に対する依頼の件数・内容、諸物価の変動等の事情により上記金額が不相当となったときは、甲乙いずれかの申出により、双方協議してこれを変更することがある。
- (2) 前項の支払は、消費税額を併せ、源泉徴収額を差引いた後、毎月末に、乙の指定する銀行口座に振込むことにより、これを行うものとする。

第6条 (顧問料以外の特別報酬)

- (1) 当月に乙が甲から受任した業務に係る弁護士報酬相当額(乙所定のタイムチャージベースの報酬基準に基づいて計算する)が前項(1)に定める当月の顧問料を超えたときは、超過時間につき、同報酬基準に従った追加報酬(消費税は別途)を請求することができ、甲はこれを支払うものとする。
- (2) 甲は、乙に対し民事訴訟、刑事訴訟その他法律上の事件を委任するときは、委任の最初に着手金を、またその事件が終了して甲に経済上の利益をもたらしたときは成功報酬を、それぞれ乙の請求により支払うものとする。なお、具体的な請求金額については、別途甲乙間で協議するものとする。

第7条 (費用等)

- (1) 乙が甲の依頼を受けて出張する場合、交通費、宿泊料及び甲乙別途合意する額の日当を請求することができる。
- (2) 法律上の事件の処理のために必要な費用、例えば印紙代、供託金、切手代、記録謄写料、通信費等は、甲の負担とする。

第8条 (契約期間)

この契約は令和2年3月1日から1年間有効とし、その後は何れか一方の当事者より期間満了1か月前までに本契約を終了する旨の通知がない限り、自動的に更に1年間更新されるものとする。以後も同様とする。

第9条 (契約解除)

甲または乙は、やむを得ない事由が存する場合には、あらかじめ1か月前に予告することにより、第8条の規定にも拘らず、何時にもこの契約を解除することができる。

以上本契約締結の証として、本書を2通作成し、各記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和2年3月1日

甲 兵庫県赤穂市加里屋字新町98-16 2階
公益社団法人 日本パワーリブティング協会
代表理事 古城 資久

乙 東京都港区六本木6-10-1
六本木ヒルズ森タワー23階
TMI 総合法律事務所
弁護士 栗山 陽一郎